号から第六十八号までを五号ずつ繰り上げ、同表第六十九号算式の符号Ｂ中「4,040円」を「4,000円」に改め、同号を同表第六十四号とし、同表第七十号を同表第六十五号とし、同表第七十一号中「対する協調融資を行う」を「対して金融機関との協調融資に要する経費に充てる」に、「利子支払額」を「利子支払額等」に改め、同号を同表第六十六号とし、同表第七十二号を同表第六十七号とし、同表第七十三号中「五、六七二、〇〇〇円」を「五、八五一、〇〇〇円」に改め、同号を同表第六十八号とし、同表に次の一号を加える。

六十九　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

産業競争力強化法第百十三条第一項に規定する創業支援事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・八を乗じて得た額

イ　産業界、大学等、地域金融機関及び地方公共団体の連携の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　創業支援事業計画の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ハ　地域資源の発掘、活用方法の分析等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ニ　地域密着型企業の創業に向けた取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前条第一項第一号の表第六十五号一に規定する算定方法に準じて算定した額

三　前条第一項第一号の表第六十五号二に規定する算定方法に準じて算定した額

第三条第一項第三号ロの表第三号四の表中「学術調査等」を「保存目的調査等」に改め、同項第三号ロの表第五号三中「〇・〇八一」を「〇・〇九六」に改め、同表第六号及び第七号中「基づくもの」の下に「であつて、平成三十年四月一日までに行われたもの」を加え、同表第八号算式中「81,000円」を「91,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に改め、同表第九号中「22.8円」を「22.9円」に、「740.0円」を「724.0円」に改め、同表第十一号算式中「2,596,000円」を「2,648,000円」に改め、同表第十七号を削り、同表第十八号を同表第十七号とし、同項第四号ハ算式の符号Ａ中「、物件費（特別の事情により発生するものとして総務大臣が認める経費を除く。）を合算した額（特別の事情により発生するものとして総務大臣が認める経費を除く。）」を「及び物件費を合算した額」に改める。

第四条第一項第一号中「第五十四号」を「第五十三号」に改め、同号の表中第五十三号を削り、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号から第五十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項第三号イの表第四十四号を次のように改める。

四十四　遠距離通学対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×84,300円＋Ｂ×134,900円

算式の符号

Ａ　市町村立小学校における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

Ｂ　市町村立中学校における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

二　市町村立小学校及び中学校の遠距離通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

第五条第一項第三号イの表第四十五号中「前条第一項第一号の表第五十四号」を「前条第一項第一号の表第五十三号」に改め、同表第四十七号中「前条第一項第一号の表第五十五号」を「前条第一項第一号の表第五十四号」に改め、「（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を削り、同表第四十八号中「前条第一項第一号の表第五十六号」を「前条第一項第一号の表第五十五号」に改め、同表に次の一号を加える。

四十九　小規模学童保育に要する経費があること。

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

附則第三条中「第四十二号、第四十九号若しくは第七十二号」を「第三十九号、第四十四号若しくは第六十七号」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項第一号算式の符号Ａ中「36,000円」を「40,000円」に改め、同号算式の符号Ｂ中「59,000円」を「58,000円」に改め、同号算式の符号Ｄ中「43,000円」を「40,000円」に改め、同項第六号中「国の行う」を削り、「の施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として」を「、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて」に、「一、七二七円」を「一、七六四円」に改め、同項第十号算式の符号Ａ中「最近における経済の停滞等の経済情勢に鑑み、」を削り、同条中第七項を削り、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の策定に要する経費（平成二十七年度においては、平成二十七年一月一日から十二月三十一日までの間に支払われたものに限る。）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

附則第五条第二項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「附則第四条第一項第十一号」を「前条第一項第十一号」に改め、「準じて算定した額」の下に「（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、同条第三項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「第十三号」を「第十二号」に改め、同項第二号算式の符号Ａ中「51,000円」を「53,000円」に改め、同号算式の符号Ｂ中「20,000円」を「19,000円」に改め、同号算式の符号Ｄ中「43,000円」を「40,000円」に改め、同項第四号中「附則第四条第一項第五号」を「前条第一項第五号」に改め、同項第五号中「国の行う」を削り、「の施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として」を「、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づいて」に、「一、五三三円」を「一、五〇〇円」に改め、同項第六号中「附則第四条第一項第七号」を「前条第一項第七号」に改め、同項第七号中「附則第四条第一項第八号」を「前条第一項第八号」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号中「附則第四条第一項第十号」を「前条第一項第十号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同条第四項を次のように改める。

4　平成二十七年度に限り、第三条第一項第三号イの表第十三号の額は、同号の額に、平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の上欄に規定する病院（平成二十七年度において第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第一号、第二号又は第四号の上欄に規定する病院を除く。）であつて、市町村が経営するものにおける平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の下欄に規定する額に〇・九を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に稼働病床の数に一般病床等の許可病床の数から稼働病床の数を控除した数に〇・九を乗じて得た数を加えた数（当該許可病床の数が百を超えるときは、要件該当稼働病床の数に要件該当許可病床の数から要件該当稼働病床の数を控除した数に〇・九を乗じて得た数を加えた数とする。）（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。